

<一般委託>

使用済み乾電池の運搬及び処理業務委託(一般委託)仕様書

使用済み乾電池の運搬及び処理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	使用済み乾電池の運搬及び処理業務
2	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日
3	施行場所	積替保管施設ほか (運搬等):積替保管施設の保管場所から受託者処理施設 (処理等):受託者処理施設
4	業務内容	(運搬等) (1)使用済み乾電池の運搬には、フレキシブルコンテナバック(1t)(以下、フレコンとする。)を使用する。(1袋当たり使用済み乾電池約800kg入り) (2)フレコンは、受託者が用意をして、積替保管施設(横須賀市長坂5-3656)へ届けるものとする。 (3)積替保管施設における運搬車へのフレコンの積み込み業務は、受託者の用意する重機等を使用し、受託者が行う。また、積み込み終了後は、パレット等を作業前の状態に戻すこと。 なお、積替保管施設では、重機等の保管は行わない。 (処理等) (1)使用済み乾電池は、中間処理過程において有用物を取り出し製品の原材料になるよう適正に処理し、廃棄物が発生した場合については受託者の責任において処分する。 (2)予定数量 フレコン 70袋 (1袋当たり使用済み乾電池約800kg入り)
5	特記事項	(1)受託者は、横須賀市との委託契約により関係する官公庁と協議を要するときは、委託者の承諾を得て行う。 (2)運搬日及び運搬量については、別途協議を行い決める。但し、運搬日は原則月曜日から金曜日とする。なお、運搬及び処分の業務は10月分からを対象とする。 (3)業務遂行上事故等が発生した場合は、受託者の責任において適切に対応処理を行うとともに、速やかに委託者に報告する。 (4)1回の履行期限は、2ヶ月以内とする。(運搬から処理までの一連の業務が履行された時点で、1回の履行として、指定する書面等により運搬量及び処理量(計量票を添付)を委託者に報告し、検査等を受けるものとする。)
6	関係法規	業務の履行にあたっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、安全管理に万全を期すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格等を有すること。 (1)使用済み乾電池から、金属や亜鉛等を回収し、再生利用を可能にする中間処理施設を有すること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可(処理する一般廃棄物の種類は廃乾電池)、または、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第7条第1項の規定による廃乾電池に係る一般廃棄物処分業の許可を有すること。
8	契約方法	単価契約(／フレコン1袋)
9	支払方法	(1)回数払い(1回の運搬処分毎) (2)支払いは、委託業務の完了報告を受け、履行を確認した後、請求により支払う。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算するものとする。
10	その他事項	(1)受託者は、別紙に処理施設を明記すること。 (2)この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 (3)委託者と受託者の両者が合意し、市議会において当該予算が承認された場合、令和6年4月1日から9月30日まで、本契約と同単価で契約するものとする。
11	連絡先	環境部久里浜収集事務所 菱沼 電話046-836-4828

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮	・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事業事務の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を実行するようお願いします。
----------------------------	---

内訳書(単価契約用)

(税抜)

No.	案件名	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	使用済み乾電池の運搬 及び処理業務	袋	70	42,400	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。

使用済み乾電池の処理施設

処理施設名 :

所 在 地 :